

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ サラリーマンの自宅売却と消費税

Q : 私はサラリーマンです。この度、私の所有する持ち家を売却しました。この売却代金に、消費税は課税されるのでしょうか。

A : 事業として行うものではありませんから、消費税は課税されません。

【解説】

消費税は、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を課税の対象としています。

この場合の「事業」とは、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が反復、継続、独立して行われることをいいます。

したがって、ご質問のように、サラリーマンが生活用資産を売却した場合は、事業として行うものではありませんので、消費税は課税されません。

ちなみに、個人事業者の場合には、棚卸商品の販売だけでなく、事業に供していた建物等の事業用資産を売却しても課税の対象となります。

ただし、個人事業者であっても、生活用資産の売却は、事業者以外の者（サラリーマンなど）が生活用資産を売却した場合と同様に、事業として行うものではありませんから、課税の対象にはなりません。

